

大分県報

令和三年
十月五日
（六二）

（火曜日）

目次

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正……………一
大分県マリンカルチャーセンター利用規則の廃止……………三
告示 個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………三

規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月五日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第八十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十九条」に改める。

第五条を削る。

第四条中「別表第一の二の項」を「別表第一の三の項」に改め、同条を第五条とする。

第三条の三中「別表第一の一の三の項」を「別表第一の二の項」に改め、同条を第四条とする。

令和三年十月五日

大分県報号外（規則）

第六条第二号中「第二十四条第二号」を「第二十三条の二第一号及び第二号、第二十四条第一号及び第二号」に、「及び第三十六条第二号」を「第三十五条第一号及び第二号並びに第三十六条第一号及び第二号」に改める。

第六条の二第二号中「第二十八条の二第二号」を「第二十三条の三第一号及び第二号、第二十八条の二第二号並びに第三十七条第一号及び第二号」に改める。

第二十三条の次に次の三条を加える。

第二十三条の二 条例別表第二の十六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定による高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。以下「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る外国人保護実施関係情報

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定による就学支援金の受給権者に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人保護実施関係情報

第二十三条の三 条例別表第二の十七の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人保護実施関係情報

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う高等学校専攻科修学支援金の受給権者に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人保護実施関係情報

第二十三条の四 条例別表第二の十八の項の規則で定める事務は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う高校生等奨学給付金の受給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る

次に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人保護実施関係情報

第二十四条中「別表第二の十六の項」を「別表第二の十九の項」に改め、同条各号を次のように改める。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者の保護者等に係る外国人保護実施関係情報

ハ 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金支給関係情報」という。）

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給権者に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人保護実施関係情報

ハ 当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報

第三十五条各号を次のように改める。

一 就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者の保護者等に係る外国人保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定による収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人保護実施関係情報

ロ 当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報

第三十六条各号を次のように改める。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者の保護者等に係る外国人保護実施関係情報

ハ 当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報

二 当該申請を行う者に係る学び直し支援金支給関係情報

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う学び直し支援金の受給権者に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人保護実施関係情報

ハ 当該届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報

二 当該届出を行う者に係る学び直し支援金支給関係情報

第三十七条中「別表第四の八の項」を「別表第四の十の項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十七条 条別表第四の八の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請

を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人保護実施関係情報

二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の規定に準じて行う高等学校専攻科修学支援金の受給権者に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査

に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人保護実施関係情報

第三十八条 条別表第四の九の項の規則で定める事務は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定に準じて行う高校生等奨学給付金の受給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人保護実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県マリノカルチャーセンター利用規則を廃止する規則をここに公布する。
令和三年十月五日

大分県規則第九十号
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県マリノカルチャーセンター利用規則を廃止する規則

大分県マリノカルチャーセンター利用規則（平成四年大分県規則第二十号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部改正）
- 2 青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和四十一年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。
別表の大分県マリノカルチャーセンターの項を削る。

○ 告 示

大分県告示第五百九十四号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十七条第一号イ中「第十二条第三項第一号」を「第十二条第二項第一号」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

令和三年十月五日

大分県報号外（規則・告示）